

# 「住み続ける権利」 —21世紀人類の課題として

井上英夫

## はじめに

大震災・福島原発事故後に新しい人権として「住み続ける権利」を提唱した。その確立こそ、21世紀に人類が挑戦すべき課題であると思うからである。

現在、世界中で、地震や津波等の災害のみならず、戦争、貧困、原発事故、温暖化、そして過疎・高齢化、さらには、ハンセン病強制絶対終生隔離政策や地上げ等様々な要因で地域に住み続けられなくなっている。詳しくは、拙著『住み続ける権利—貧困、震災をこえて』（2012年3月、新日本出版社）をご覧ください。いくつか重要な点を指摘しておきたい。

## 一 生まれ里を愛している、恋している

### —何故、住み続ける権利か

2011年暮れ、陸前高田の広田仮設住宅で、83歳の女性から故郷への痛切な思いを伺った。ここに、住み続ける権利の原点がある。

津波で被災され、一時、娘さんのところに避難されたが、5か月後に戻られた。外に出てみて初めて、この生まれ里を「愛している、恋している」ということが分かった、できるなら、津波にさらわれた、家のあった元のところに又住みたいというのである。

「好きだ、住み続けたい」という言葉は、私

の訪問した世界中の人々から聞いている。しかし、「愛している、恋している」という表現は初めて耳にした。

何故、住み続ける権利の確立なのか。被災者はもちろん、人々の中に自分の生まれ育った場所、さらには自分の選んだ土地に住み続けたいという強烈な願望、欲求があるからである。権利は、人々の生活実態の中から見いだされ、主張され、「権利のための闘争」によってやがてそれが社会全体に認識され人々の規範意識となり、権利として最高位の人権にまで高められ、その保障が国家の義務とされる。日本国憲法97条は、人権を、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」（この場合の「努力」は英文憲法ではstruggleすなわち闘争である）であると明言している。

「住み続ける権利」といっても、日本国憲法上明文をもって規定されているわけではない。まさに形成途上の新しい人権である。しかし、21世紀の人類、とりわけ大震災後の日本にとって、その確立は最重要課題というべきである。

## 二 住み続ける権利の構造

日本国憲法22条は、既に居住移転の自由を保障し、25条を根拠に居住権さらには居住福祉の権利も主張されているところである。国際的にも1966年の国際人権規約（経済的社会的文化的権利規約11条）でも保障されている。また、

居住の権利については、単なる住居の保障ではなく、居住環境さらにはケア等の社会保障・社会福祉の保障を含めて生活保障全般をも含むものとしての居住福祉が提起されている。

日本国憲法22条は、「居住移転の自由」を人権の一つとして保障している。しかし、現代の人権は、「移動の自由」に止まらず、「住み続ける」権利を保障するものでなければならないであろう。

人々が生まれ育った地域、さらには自分の選び決定した地域で、一人でも、寝たきりでも、惚けても、歳をとっても、尊厳をもって暮らせる。すなわち住み続けるためには、平和的生存権（憲法前文、9条）を基底とし、人間の尊厳すなわち選択の自由・自己決定の権利（憲法13条）、居住権（22条の「居住移転の自由」）、労働権（27条）、教育権（26条）、生存権・生活権・健康権（25条）、環境権（13条、25条）、財産権（29条）等、いわゆる自由権、社会権を問わず、人権が総合的、包括的に保障されなければならない。

### 三 住み続ける権利と避難する権利

東京電力福島第一原発の爆発事故によってふるさとを喪失し、避難を強制されている人々にこそ、上述の住み続ける権利は保障されなければならない。

原発事故は全くの人災・私害で、第一に東電



#### PROFILE

井上英夫  
(いのうえ ひでお)  
日本学術会議連携会員、金沢大学名誉教授  
専門：社会保障法、福祉政策

の責任、そして産官学の原子力村の責任が追及されなければならない。この点は本特集の別稿に譲るが、避難を余儀なくされている人々から、住み続けるだけでなく、「避難する」権利も認めるべきだという意見が出ている。

確かに、原発爆発の被災地の人々は、強制避難はもちろん、自主避難の人々も含めて、生命の安全のために避難することができなければならない。さらに避難先での生活保障が必須である。その意味での避難する権利は認められなければならない。

しかし、「住み続ける権利」の大前提となるのは、自己決定と選択の自由の原理である。基本は、何処であれ、生まれ育った地に住むか、新天地に住むか、自分が選び、決めることができ、その自己決定を、国、自治体の責任において諸制度によって保障するというものでなければならない。

住み続ける権利には、当然に「避難する権利」も含まれるということになる。そもそも、避難も、好きでするわけではなく、いままで暮らしてきた土地に住み続けることができない、すなわち住み続ける権利を奪われているから避難せ

ざるをえないわけである。その意味では、とくに強制避難の場合は、選択肢はなく、「強制された自己決定」であり真の自己決定が許されない状態というべきである。

## ■ おわりに

福島から避難している子どもたちの痛切な声は、放射能を無くしてほしい、「帰りたい」という願いを示すものである（『福島の子どもたちからの手紙』朝日新聞出版、2012年）。また、飯舘村の特別養護老人ホームの人々はじめ強制避難地区に「住み続ける人々」もいる。

こうした人々の声にこたえ、いかにして真の自己決定に基づく「住み続ける権利」が確立できるか。その課題に応えることが科学者、なかでも私たち法学者の責務だと思う。